一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
気仙沼市唐桑町字只越五番七から同市唐桑町字舘二一〇番一まで	一〇・二〇～七七・〇〇メートル　二・六一〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十二年十二月一日

○東北地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月一日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鶴岡市中清水字玉作八〇番一から同市中清水字玉作一〇九番一まで	前	二五・一〇～七二・〇〇メートル　〇・二四四キロメートル
	後	二五・三〇～七五・一〇メートル　〇・二四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月一日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
七号　鶴岡市中清水字玉作八〇番一から同市中清水字玉作一〇九番一まで　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月一日

○北陸地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
日本海沿岸東北自動車道　村上市上助渕字牛沢一〇九二番一一四から同市上助渕字牛沢一〇九二番一一〇番まで　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月一日

○中部地方整備局告示第百五十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十二月一日　中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号　登録一
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人愛知県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	中村　幹雄
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十二年十二月一日

○近畿地方整備局告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月一日から二週間近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月一日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十五号
(三)　指定する道路の部分

区間	幅員延長
奈良県山辺郡山添村大字遅瀬五八七番地先から同村大字遅瀬六一四番一まで	〇・〇〇～一六・四五メートル　〇・一三二キロメートル
奈良県山辺郡山添村大字中峯山五〇〇番一から同村大字遅瀬三〇六二番一まで	〇・〇〇～二〇・七五　〇・三三四
奈良県山辺郡山添村大字遅瀬二八八四番一から同村大字遅瀬八八六番一まで	〇・〇〇～一三・二四　〇・一五六

(四)　指定する期日　平成二十二年十二月一日

○近畿地方整備局告示第二百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月一日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十五号　奈良県山辺郡山添村大字遅瀬五八七番地先から同村大字遅瀬八八六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月一日

○九州地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月一日　九州地方整備局長　岡本　博

一　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
佐賀県三養基郡基山町大字小倉字割田五五〇番一一地内	前	四八・二〇～四八・四〇メートル　〇・〇〇九キロメートル
	後	四二・八〇～四六・〇〇メートル　〇・〇〇九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所